北海道特定給食施設等指導要領

**１　目的**

　　この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）、法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）及び法施行細則（平成15年北海道規則第100号。以下「細則」という。）に基づく特定給食施設を的確に把握し、法令に基づき、施設の設置者及び給食関係者に対し指導を行い、施設において適切な栄養管理がなされることで、利用者の栄養状態の改善、健康の保持増進及び生活習慣病予防を図り、もって道民の健康づくりを推進することを目的とする。

　　また、「多数給食施設設置等届出要綱」（平成16年４月12日地保第68号。以下「要綱」という。）に基づき届出のあった１回50食以上又は１日100食以上の食事を供給する施設に対し、法に準ずる指導を行うことを定めるものである。

**２　実施担当者**

　　特定給食施設等の指導担当者は栄養指導員（法第19条に規定する者）とする。

**３　指導対象施設**

　　特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、１回50食以上又は１日100食以上の食事を供給する施設を指導対象施設とする。

　　うち、１回100食以上又は１日250食以上の食事を供給する施設を「特定給食施設」（法第20条第１項及び規則第5条による施設）、それ以下の施設を「多数給食施設」（要綱による施設）として区分する。

**４　指導対象施設の把握**

**（１）「特定給食施設」の把握**

　　保健所（利尻支所）長は、法第20条、規則第６条、細則第２条及び同第３条に基づく以下の届出により、特定給食施設を把握する。

　　　ただし、廃止前の栄養改善法（以下「旧法」という。）に基づき旧法施行細則（以下「旧法細則」という。）により定められた集団（多数）給食開始届を提出することにより、すでに事業を開始している施設にあっては、当該届出をもって本給食施設開始届とみなす。この場合、現実の状況が当初の届出の内容と異なる場合には、変更届の提出を要する。

　　ア　給食事業開始届出書（細則：別記第１号様式（第２条関係））

　　イ　給食事業届出事項の変更届出書（細則：別記第２号様式（第３条関係））

　　ウ　給食事業休止（廃止）届出書（細則：別記第３号様式（第３条関係））

**（２）「多数給食施設」の把握**

　　　保健所（利尻支所）長は、要綱第３条及び同第４条に基づく以下の届出により、多数給食施設を把握する。

　　　ただし、廃止前の旧法細則に基づき同細則により定められた集団（多数）給食開始届を提出することにより、すでに事業を開始している施設にあっては、当該届出をもって本給食施設開始届とみなす。この場合、現実の状況が当初の届出の内容と異なる場合には、変更届の提出を要する。

　　　なお、旧法細則に基づき集団（多数）給食開始届を提出した施設であっても、食数が要綱に基づく１回50食以上又は１日100食以上に満たない施設については、対象外とする。

ア　給食事業開始届出書（要綱：別記第1号様式（第３条関係））

イ　給食事業届出事項の変更届出書（要綱：別記第２号様式（第４条関係））

ウ　給食事業休止（廃止）届出書（要綱：別記第３号様式（第４条関係））

**５　指導対象施設台帳の整備**

　　保健所（利尻支所）長は、４で把握した施設について、給食施設台帳（別記第１号様式）を整備する。

**６　指導対象施設の栄養管理状況の把握及び指導**

**（１）「特定給食施設」の栄養管理状況の把握及び指導**

**ア　栄養管理状況の把握**

**（ア）特定給食施設等栄養管理報告書の提出**

　　　　　　保健所（利尻支所）長は、管内の特定給食施設から、年度毎に報告期日を定めて特定給食施設等栄養管理報告書（別記第2-1～2-5号様式。以下「栄養管理報告書」という。）の提出を求め、管内の給食施設の栄養管理状況を把握するとともに、当該報告書の各項目を集計し、特定給食施設の課題等を把握し、指導計画に反映させる。

　　**（イ）指導計画書の提出**

　　　　　　保健所（利尻支所）長は、栄養管理報告書で把握した状況を勘案し、指導及び助言を行うにあたり、特定給食施設等指導計画書（別記第３号様式）を作成し、５月末までに保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策等担当課長あて提出する。

**イ　施設の指導**

　　　　保健所（利尻支所）長は、法第21条並びに規則第７条、同第８条及び同第９条による管理栄養士等の配置と適切な栄養管理の実施を確保するために必要があると認めた場合、法第18条第１項第２号及び同第22条に基づき指導及び助言を行い、その結果、改善がみられない場合等について、法第24条に基づく立入検査を行う。

特定給食施設に対する指導は、年間通じて計画的に行う個別指導（巡回指導等）とともに、必要に応じて集団指導を併せて行うこと。

 　 **（ア）個別（巡回）指導**

　　　　　　個別（巡回）指導の実施に当たっては、栄養管理報告書を十分活用し、効果的に行うこととし、指導は原則毎年１回行うよう努めること。

　　　　　　なお、指導の際に栄養指導員は、特定給食施設等栄養指導票（別記第4-1号様式）を使用するとともに、指導後には、特定給食施設等栄養指導結果票（別記第５号様式）を作成の上、当該施設の施設長に交付し、指導事項については、特定給食施設指導結果改善状況報告書（別記第7号様式）で、改善状況の報告を求めるものとする。

また、特定給食施設等自己点検票（別記第4-2号様式）を活用するなどし、特定給食施設自らが栄養管理上の課題を把握し、改善に向けた取組を進められるよう支援を行うこと。

**（イ）集団指導**

　　　　特定給食施設指導で把握できた栄養管理等の共通した課題解決を行うため、必要に応じて、集団指導を行うこと。

**（ウ）立入検査**

６（１）イの（ア）の個別（巡回）指導の結果、改善がなされないもの等について、保健所（利尻支所）長は、法第24条に基づき、栄養指導員を当該施設に立ち入らせ、帳簿、書類の検査及び関係者への質問等により状況を把握する。この場合、栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとし、立入検査後は、速やかに問題点の解消に努めるよう当該施設の設置者に対し、保健所長名で特定給食施設栄養改善指導票（別記第６号様式）を交付する。

また、改善指示事項の是正改善状況について、期日を付して特定給食施設指導結果改善状況報告書（別記第７号様式）により、報告を求めるものとする。

**（エ）勧告及び命令**

立入検査において、繰り返し是正措置をとるように指示したにもかかわらず、改善がなされないものについて、保健所（利尻支所）長は、特定給食施設の設置者に対し、法第23条第１項に基づく勧告を行うこととする。

　勧告後、特別な理由がないにもかかわらず、改善措置を講じないものについて、保健所（利尻支所）長は、特定給食施設の設置者に対し、法第23条第２項に基づく命令を行うこととする。

**（２）　「多数給食施設」の栄養管理状況の把握及び指導**

**ア　栄養管理状況の把握**

**（ア）特定給食施設等栄養管理報告書の提出**

　　　　 　 保健所（利尻支所）長は、管内の多数給食施設から、年度毎に報告期日を定めて栄養管理報告書の提出を求め、管内の給食施設の栄養管理状況を把握するとともに、当該報告書の各項目を集計し、多数給食施設の課題等を把握し、指導計画に反映させる。

**（イ）指導計画書の提出**

　　　　 　保健所（利尻支所）長は、指導及び助言を行うにあたり、特定給食施設等指導計画書（別記第３号様式）を作成し、５月末までに保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策等担当課長あて提出する。

**イ　施設の指導**

　　　保健所（利尻支所）長は、適切な栄養管理の実施を確保するために必要があると認めた場合、法第18条第１項第２号に基づき指導及び助言を行う。

多数給食施設に対する指導は、年間通じて計画的に行う個別指導（巡回指導等）とともに、必要に応じて集団指導を併せて行うこと。

**（ア）個別（巡回）指導**

　　　　　　個別（巡回）指導の実施に当たっては、栄養管理報告書を活用するなど、効果的かつ計画的に行うこと。

　　　　　　なお、指導の際に栄養指導員は、特定給食施設等栄養指導票（別記第4-1号様式）を使用するとともに、指導後には、特定給食施設等栄養指導結果票（別記第５号様式）を作成の上、当該施設の施設長に交付するものとするが、指導事項についての改善状況の報告は、施設規模などの状況を考慮し、必要に応じ求めるものとする。

また、特定給食施設等自己点検票（別記第4-2号様式）を活用するなどし、特定給食施設自らが栄養管理上の課題を把握し、改善に向けた取組を進められるよう支援を行うこと。

**（イ）集団指導**

　　　　特定給食施設指導で把握できた栄養管理等の共通した課題解決を行うため、必要に応じて、集団指導を行うこと。

**７　管理栄養士必置特定給食施設の指定等について**

**（１）指定について**

保健所（利尻支所）長は、法第21条第１項に該当する特定給食施設に対し、当該施設から管理栄養士必置指定施設届出書（別記第８号様式）を提出させ、指定基準に該当する施設を管理栄養士必置施設として指定するよう知事に求めるものとする。

知事は、保健所（利尻支所）長の求めに基づき、当該施設を管理栄養士必置特定給食施設として指定する時は、管理栄養士必置施設管理台帳（別記第９号様式）に記入の上、指定通知書（別記第10号様式）を作成し、保健所（支所）を経由して当該施設へ交付する。

**（２）指定通知書の書換えについて**

保健所（利尻支所）長は、指定施設が指定通知書の記載事項に変更があった場合は、当該施設から管理栄養士必置指定施設届出書を提出させ、指定内容の書換えをするよう知事に求めるものとする。

知事は、保健所（利尻支所）長の求めに基づき、管理栄養士必置施設管理台帳を訂正の上、書換えした指定通知書を保健所（支所）を経由して当該施設へ交付する。

**（３）指定通知書の再交付について**

保健所（利尻支所）長は**、**指定施設が指定通知書を紛失または汚損した場合は、当該施設から再交付の依頼書を提出させ、指定通知書の再交付をするよう知事に求めるものとする。

知事は、保健所（利尻支所）長の求めに基づき、再交付を行うこととし、管理栄養士必置施設管理台帳の備考欄にその旨記録の上、再交付した指定通知書を保健所（支所）を経由して当該施設へ交付する。

**（４）指定の取消について**

保健所（利尻支所）長は、管理栄養士必置特定給食施設がその要件を満たさなくなったことを確認した場合は、当該施設から管理栄養士必置指定施設届出書（別記第８号様式）を提出させ、指定の解除を知事に求めるものとする。

知事は、保健所（利尻支所）長の求めに基づき、管理栄養士必置施設としての指定を解除する場合は、管理栄養士必置施設管理台帳（別記第９号様式）から当該施設を削除の上、指定取消通知書（別記第11号様式）を作成し、保健所（支所）を経由して当該施設へ通知する。

**（５）管理栄養士配置の確認等について**

指定施設の管理栄養士の配置状況については、栄養管理報告書及び実地指導により確認する。

　　　なお、保健所（利尻支所）長は、管理栄養士未配置の施設の設置者及び管理者に対し、管理栄養士配置計画書（別記第12号様式）の提出を求め、計画的に配置するよう指導を行うこと。

**８　特定給食施設等指導状況報告**

　　保健所（利尻支所）長は、当該年度の指導状況について、特定給食施設等指導状況報告書（別記第13号様式）を作成し、翌年度の４月末までに、保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策等担当課長あて提出する。

**９　その他**

　　本要領は、法及び関連通知等の改正時期に必要に応じて見直すほか、法第16条の２に規定する食事による栄養摂取量の基準（食事摂取基準）の改正周期（概ね５年）を基本として、必要な見直しを行うこととする。

　附則

　この要領は、平成２２年４月３０日から施行する。

　この要領は、平成２７年５月１２日から施行する。

　この要領は、令和　３年４月　１日から施行する。

**様式一覧**

■細則で定める様式

○給食事業開始届出書（別記第１号様式）

○給食事業届出事項の変更届出書（別記第２号様式）

○給食事業休止（廃止）届出書（別記第３号様式）

■要綱で定める様式

○給食事業開始届出書（別記第１号様式）

○給食事業届出事項の変更届出書（別記第２号様式）

○給食事業休止（廃止）届出書（別記第３号様式）

■本要領で定める様式

○給食施設台帳（別記第１号様式）

○特定給食施設等栄養管理報告書（学校用）（別記第2-1号様式）

○特定給食施設等栄養管理報告書（病院・介護老人保健施設・介護医療院用）（別記第2-2号様式）

○特定給食施設等栄養管理報告書（老人福祉・社会福祉施設等用）（別記第2-3号様式）

○特定給食施設等栄養管理報告書（児童福祉施設用）（別記第2-4号様式）

○特定給食施設等栄養管理報告書（事業所・寄宿舎用）（別記第2-5号様式）

○特定給食施設等指導計画書（別記第３号様式）

○特定給食施設等栄養指導票（別記第4-1号様式）

○特定給食施設等自己点検票（別記第4-2号様式）

○特定給食施設等栄養指導結果票（別記第５号様式）

○特定給食施設等栄養改善指導票（別記第６号様式）

○特定給食施設指導結果改善状況報告書（別記第７号様式）

○管理栄養士必置指定施設届出書（別記第８号様式）

○管理栄養士必置施設管理台帳（別記第９号様式）

○指定通知書（別記第10号様式）

○指定取消通知書（別記第11号様式）

○管理栄養士配置計画書（別記第12号様式）

○特定給食施設等指導状況報告書（別記第13号様式）